

平成 27 年度

古文書解読入門講座 資料

PART 2

(6 月 27 日 配付)

広島県立文書館

① 明

あかあか
あけあけ
あかりあかり
あかりあかり

明明明明
明明明明
明明明明
明明明明

② 其

そそ
その
その

丌开其其其
其其其其其
其其其其其
其其其其其

③ 備

つそそ
つそそ
つそそ
つそそ

備備備備備
備備備備備
備備備備備
備備備備備

④ 參

まま
まま
まま
まま

参参参参参
参参参参参
参参参参参
参参参参参
参参参参参
参参参参参
参参参参参
参参参参参

⑩ 貴

たかたか
たかたか
たかたか
たかたか

賢貴貴貴貴
貴貴貴貴貴
貴貴貴貴貴
貴貴貴貴貴

⑪ 守

かまかま
かまかま
かまかま
かまかま

守守守守守
守守守守守
守守守守守
守守守守守

⑫ 聽

ゆる
ゆる
ゆる
ゆる

聽聾聽聽聽
聽聽聽聽聽
聽聽聽聽聽
聽聽聽聽聽

⑬ 至

いた
いた
いた
いた

至至至至至
至至至至至
至至至至至
至至至至至

⑭ 等

らら
らら
らら
らら

等等等等等
等等等等等
等等等等等
等等等等等

⑱ 津

つ

津津津津津
津津津津津
津津津津津
津津津津津

⑲ 煩

わわわ
わわわ
わわわ
わわわ

煩煩煩煩煩
煩煩煩煩煩
煩煩煩煩煩
煩煩煩煩煩

⑳ 遊

あそ
あそ
あそ
あそ

遊遊遊遊遊
遊遊遊遊遊
遊遊遊遊遊
遊遊遊遊遊

㉑ 時

とき
とき
とき
とき

昔時時時時
時時時時時
時時時時時
時時時時時

㉒ 甚

はな
はな
はな
はな

甚甚甚甚甚
甚甚甚甚甚
甚甚甚甚甚
甚甚甚甚甚



⑤ 期

育肝明基期
期期期期
期期期期
期期期期

⑥ 違

違違違違
違違違違
違違違違
違違違違

⑦ 分

分分分分
分分分分
分分分分
分分分分

⑧ 過

過過過過
過過過過
過過過過
過過過過

⑨ 供

供供供供
供供供供
供供供供
供供供供

⑮ 仰

仰仰仰仰
仰仰仰仰
仰仰仰仰
仰仰仰仰

⑯ 馬

馬馬馬馬
馬馬馬馬
馬馬馬馬
馬馬馬馬

⑰ 所

所所所所
所所所所
所所所所
所所所所

⑳ 萬

萬萬萬萬
萬萬萬萬
萬萬萬萬
萬萬萬萬

㉔ 衆

衆衆衆衆
衆衆衆衆
衆衆衆衆
衆衆衆衆

㉕ 輩

輩輩輩輩
輩輩輩輩
輩輩輩輩
輩輩輩輩



つち	か		みず	
土	金	と	え	と
と	え	と	え	と
己	庚	辛	壬	癸

十干と十二支

シロミ
ゴ午 うま
ビ未 ひつじ
シン申 さる
ユウ酉 とり
ジュツ戌 いぬ
ガイ亥 い

28

遵

しじゆん
したげう

遵遵遵遵遵
号号号号号

27

遠

おとおい
おちおい

遠遠遠遠遠
志志志志志
不不不不不

26

教

おしえ
おしえ
せしむ

教教教教教
教教教教教

武家諸法度一覽

番号	公布年月	将軍	備考
1	慶長20(1615)年7月	徳川秀忠	家康の命で金地院崇伝起草, 漢文体, 文武を嗜むこと, 群飲佚遊の禁, 居城修理の申告, 私婚の禁止, 大名の参勤作法, 衣服と乗輿の制, 国主は政務にすぐれた者が任ぜらるべき
2	寛永6(1629)年9月	徳川家光	若干の改定, 元和令を踏襲, 参勤作法の削除
3	寛永12(1635)年6月	徳川家光	大改定, 参勤交代を制度化, 城郭の新築禁止, 修理の届出, 諸国変事は指示を待ち出兵, 私的結集と私闘の禁止, 道路交通の保証, 私闘の禁止, 大船の建造禁止
4	寛文3(1663)年5月	徳川家綱	公家との婚姻は伺い, 切支丹禁止の徹底
5	天和3(1683)年7月	徳川綱吉	殉死の禁止, 50歳からの末期養子も可
6	宝永7(1710)年4月	徳川家宣	新井白石の改定, 和文体の徹底, 私領百姓の争論の裁断
7	享保2(1717)年2月	徳川吉宗	天和令に復す
8	延享3(1746)年3月	徳川家重	前令踏襲
9	宝暦11(1761)年2月	徳川家治	"
10	天明7(1787)年9月	徳川家斉	"
11	天保9(1838)年2月	徳川家慶	"
12	安政元(1854)年9月	徳川家定	大船建造を届出により許可
13	安政6(1859)年9月	徳川家茂	前令踏襲

〔参考2〕慶長令

〔参考3〕天和令

ひらた
Toll



木		火		
え	と	え	と	え
コウ甲	ウツ乙	ヘ丙	テイ丁	ポ戊

十二支

子 丑 寅 卯 辰
シ チュウ イン ホウ シン
子 丑 寅 卯 辰
ね うし とら う たつ

至 20 子

〔参考1〕徳川実紀

文昭院殿御実紀附録卷上

御代のはじめには、必大令を仰出さるゝことなりしが、元和年間に頒ち下されしよりこのかた、百年の久を経て、文質宜を異にするをもて、代々損益少なからざりしが、当代のはじめ新令をわかち下さるべきよし、土屋相模守政直に命じて司らしめ、林大学頭信篤及び新井勘解由君美に草して奉らしむ、君美が草せしを用られ、宝永七年四月三家はじめ出仕して新令をよみきかさしむ、この令、旧章に遵ひ新典をまじへ、討論潤色よくととのひ、その文鄙陋ならで、よく道理にかなひし事は、貞永の式目よりこのかた、武家の法令いまだかゝるものをみず、また君美に仰せて。新令句解をつくらしめ、諸有司に賜りぬ、

武家諸法度

一 文武弓馬之道專可相嗜事、
左 文武、古之法也、不可不兼備矣、
弓馬是武家之要枢也、号兵為凶器、不得已而用之、治不忘乱、何不励修練乎、
一 可制群飲佚遊事、
令条所載、嚴制殊重、耽好色、業博奕、是亡国之基也、
一 背法度輩、不可隱置於国々事、法是礼節之本也、以法破理、以理不破法、背法之類、其科不輕矣、

(中略)

一 雑人恣不可乘輿事、
古来依其人無御免乘家有之、御免以後乘家有之、然近来及家郎諸卒乘輿、誠濫吹之至也、於向後者、国大名以下一門之歷々者、不及御免可乘、其外昵近之衆并医陰兩道或六十以上之人或病人等御免以後可乘、家郎從卒恣令乘者、其主人可為越度、但公家門跡并諸出世之衆者非制限、

(中略)

右、可相守此旨者也、
慶長廿年卯七月 日

武家諸法度

一 文武忠孝を励し、可正礼儀之事、
一 參勤交替之儀、每歲守所定之時節、從者之員数不可及繁多事、
一 人馬兵具等、分限に応し可相嗜事、
一 新規之城郭構營堅止之、居城之隍壘石壁等敗壞之時は、達奉行所、可受差函也、櫓塀門以下は如先規可修補事、
一 企新規、結徒党、成誓約并私之関所、新法之津留、制禁之事、
一 江戸并何国にて、不慮之儀有之といふとも、猥不可懸集、在国之輩は其所を守、下知を可相待也、何所にて雖行刑罪、役者之外不可出向、可任檢使之左右事、

(中略)

一 国主、城主、壹万石以上、近習并諸奉行、諸物頭私不可結婚姻、惣て公家と於結縁辺は、達奉行所、可受差函事、
一 乘輿は、一門歴々、国主、城主、壹万石以上并国大名之息、城主及侍從以上之嫡子或は年五拾以上許之、儒医諸出家は制外之事、

(中略)

右条々、今度定之説、堅可相守者也、
天和三年七月廿五日

武家諸法度

寶永武家諸法度 新令句解

一文武の道を修め、人倫を明かにし、風俗を正しくすへき事

一國郡家中の政務各其心力を盡し

一士民の怨苦を致すへからざる事

一軍役の兵馬を整備へ、公役の支料を儲蓄ふへき事

一參勤の交替、其定期を違ふへからず、從者の員數其分限に過ぐへからざる事

附 江戸城下召供の者、貴賤、大小、又各其分限を守るへき事

一新築の城郭私に經營する事を聽さず、其修築に至りては、堀・土居・石垣等ハ上裁を仰くへし、矢倉・門屏等ハ制限にあらざる事

附 道驛橋渡人馬等ハいふに及ばず

私の関所・津留等往來の煩をなす事を聽さず、荷船の外五百斛以上の大船を造るへからざる事

(中略)

一群飲佚遊の禁、舊制既に明白なり、凡ハ奢靡を競ひて礼制によらず、財利を貪りて廉恥をかへりみす、妄りに人材の長短を論し、竊かに時事の得失を議す

風を傷り、俗を敗る事、これより甚しきハ

一文武の道を修め、士君子の道。文武の事にあらざるはなし。よく其道を得れば。文以て治を致し。武以て亂を定むべし。凡學を講し。藝を習ふの類。これを修むるの事也。人倫の五つの教を講し。明かにするをいふなり。此風俗を正しくすべき事。上の化する所を風といひ。下の習ふ所を俗といふ。しければ風俗おのづから正しかるべし。

一國郡家中の政務。其大なるものを舉げていふ。一郷一邑もか各其心力を盡し。大にして國郡。小にして一郷一邑を知らるもの。その政事の務。をの心の

一軍役の兵馬を整備へ。大名小身。各其分限に従ひ。軍事の賦役。定れる所なり。兵馬とは騎士歩卒。乘馬。駄馬等に限らず。凡そ旗幟金鼓刀槍弓銃の類。皆是なり。此等のもの。一つとして缺る所なくして。定れる氣に充

一參勤の交替其定期を違ふべからず。大名小身。其分限に従ひて。公事の職役有。勤番。普請。又は火消。馳走の事。遠近の使等のこと皆是なり。其用度を支ふべき料を。儲け蓄ふべしとなり。治れる代に公役あり。亂るゝ時に軍役有は。武家の定れる役なり。

一士民の怨苦を致すへからざる事。或は參府。或は歸國。定れる期。限あり其期を違ふべからざる也。從者の員數其分限に過ぐべからざる事

附 江戸城下召供の者。貴賤大小。又各其分限を守るべき事。或は參府。或は歸國。定れる期。限あり其期を違ふべからざる也。

一新築の城郭。私に經營する事を聽さず。城郭を新たに築く事。仰によらずして。其修築に至りては。堀土居石垣等は。上裁を仰ぐべし。堀。土居。石垣。のことき。修し繕ふべき所あらば。申上て。矢倉門屏等は制限にあらざる事。凡制限にあらざるといふ事。皆是に倣ふべし。

附 道驛橋渡人馬等はいふに及ばず。陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

陸路。海道。宿々。橋。假橋。舟橋。私の關所。津留。等往來の煩を。な

なし、嚴に禁止を加ふべき事

(中略)

一 乘輿の制、凡萬石以上より國主の適子、衆子、城主并侍従以上の適子に至り、其餘年五十以上の輩の外、みだりにこれをゆるさざる事

附

醫師僧家ハ制外の事

一 婚姻ハ凡萬石以上、布衣以上の役人并近習の輩等私に相約する事をゆるさず、もしくは八公家の人々と相議するにおゐてハ、まつ上裁を蒙りて後、其約を定むべし、嫁娶の儀式すへて舊制を守りて、各其分限に相隨ふべき事

(中略)

右條々、舊章に由りてこれを修飾す、すへて教令の及ぶ所遠近一つによるしく、遵行すべき者也、

寶永七年庚寅四月十五日

す事をゆるさず、荷船の外、五百斛以上の大船を造るべからざる事。

(中略)

一 群飲佚遊の禁。舊制既に明白也。元和令の第二條に。群飲佚遊の制ありて。其下に令條所載戰制殊重。耽嗜好。業二博奕。是亡國の基也と見えたり。これ建武式目のことばなり。取用ひられし所なり。群飲とは。群集りて酒を飲む也。佚遊とは。放佚遊也。色に荒み。物を賭にする。此等の類。佚遊の事也。これらの制。天保二年。延暦九年。十七年。貞觀八年。十六年。寛平五年。昌泰三年等の制に見えれば。嚴制殊重とは載られしなり。凡は奢靡を競ひて。禮制によらず。奢侈。美麗をくらべあらそひて。貴財利を貪りて廉恥をかへり見ず。貨財利欲にのらず恥あるべき事なもかへりみぬ也。廉。安りに人材の長短を論じ。他人の材幹の。長せしにつき。短なるひを。は食らざるをいひ恥は恥あるをいふ也。失を議す。當世の事の。得たる所につき。失ある事につき。ひそかに非り議するなり。風を傷り。俗を敗る事これより甚敷はなし。嚴に禁止を加ふべき事。上の數事のごときは。風俗の傷るゝ所たれば。きびしく。禁止を加ふと也。加ふとは。前に其制あるを。今又其制を加ふる也。後これに倣ふべし

(中略)

一 乘輿の制凡萬石以上より國主の適子。衆子。城主。并侍従以上の適子に至り。其餘。年五十以上の輩の外。みだりにこれを聽さざる事。病人のごときは。其請によりて。ゆるさるべきなり。

附

醫師僧家は制外の事

一 婚姻は凡萬石以上。布衣以上の役人并近習の輩等。私に相約する事をゆるさず。こもれり。それより下なりとも。近習の人々は。私に婚姻を約すべからずとなり。もしくは。公家の人々と相議するにをいては。まつ上裁を蒙りて後。其約を定むべし。嫁娶の儀式。すべて舊制を守りて。各其分限に相従ふべき事。寛永。寛文の令に婚姻の制あり。又振舞の膳部の中に。嫁娶の時は。木具。盃蓋。等用捨すべしとのせられたり。此等の制を併せ考て。すべて其分限にしたがひて。其制を守るべきといふなり。

(中略)

右條々舊章に由りて。當家代々の舊令に。これを修飾す。率ひ由らるゝなり。すべて教令の及ぶ所。遠近一つに宜く遵行すべき者也。此令のみに限らず。すべて教令の布れん時。遠近の諸國。一同に遵行すべしとなり。

寶永七年庚寅四月十五日

武家諸法度 ぶけしよはつと

江戸幕府が武家の守るべき義務を定めた法令。天皇・公家に対する禁、中並公家諸法度、寺家に対する諸宗本山寺諸法度（寺院法度）と並んで、幕府による支配身分統制の基本法であった。一六一五年（元和）大坂落城後、徳川家康は「以心崇伝」に命じて法度草案を作らせ、検討のち七月七日將軍秀忠のいた伏見城に諸大名を集め、崇伝に朗読させ公布した。漢文体で二三カ条より成り、「文武弓馬の道もつばら相嗜むべき事」をはじめとして、品行を正し、科人を隠さず、反逆・殺害人の追放、他国者の禁止、居城修理の申告を求め、私婚禁止、朝廷への参勤作法、衣服と乗輿の制限約、国主の人選について規定し、各条に注釈を付している。個々の個条は、従来の武家諸法を中心に日本・中国の古典から抜き集めたものが多く、独自性は薄い。その意義はこれを集成したところにある。すなわち、戦国大名のもとで大名の領国支配と分国法が原則的に確立された事実をうけて、武家諸法度は領国支配者である大名を統制する法として成立した。大名は各領国においては公儀として領民に臨み、そのことによって領域的支配の正当性を認められていた。法度が著しく道徳的・儀礼的性質を帯びているのは、大名に公儀としての自覚を求めたものとみることができ、そこに法度の特質があった。

二九年（寛永）秀忠の手で朝廷参勤作法など二条が削訂されたが、三五年の家光政権による改訂は画期的なもので、文体は漢字仮名交り書下し体、全文一九カ条となり、内容も新たに大名の在江戸（参勤交代義務を定め、城郭新築禁止・修理届出、道路交通の保障、私関の禁止、五〇〇石以上の大船建造停止、寺社領の固定などを加え、その後の定型を完成した。この改訂

新井白石 あらいはくせき

一六五七—一七二五（明暦三—二十）享保十・五・十九

江戸中期の儒学者、政治家。白石は号。名は君美。通称は与五郎、伝蔵、勘解由。字は在中、済美。ほかに紫陽、錦屏山人、天爵堂など。新井家はもと常陸国下妻城主多賀谷氏に仕えたが、関ヶ原の戦いのち、主家とともに所領を失う。父正清は江戸へ出奔し、当時流行のかぶき者のような生活を送った。やがて上総国久留里土屋利直に仕え、信任を得て目付を務めたが、御家騒動に巻き込まれ、一六七七年（延宝五）父子ともに土屋家を追い出され、他家への奉公も禁ぜられた。牢人中豪商角倉了仁や河村瑞賢から縁組の話があったが、白石はこれに応ぜず、土屋家が断絶して他家へ仕官も可能となったので、八二年（天和）二大老堀田正俊に仕えた。正俊の死後、九一年（元禄四）堀田家を去り、再び牢人生活に入った。彼は青年時代まで独学ですごしてきたが、一六八六年（貞享三）木下順庵に入門し、高弟として木門の五先生または十哲の一人に数えられるに至った。

九三年順庵の推挙により甲府藩主徳川綱豊（六代將軍・徳川家宣）の侍講となり、一七〇四年（宝永元）家宣が叔父五代將軍綱吉の養子となったとき、彼も幕臣として寄合に列せられた。〇九年家宣が將軍となると、その厚い信任のもとに幕府政治に発言の場を得、幕政の改善に努めた。彼は家宣を中国古代の聖人のような理想的君主にしようとする講義に努め、政治上の実践として礼楽振興に力を尽くし、仁愛の精神をもって人民に臨むことを主張した。一二年（正徳）元從五位下筑後守に叙任、知行地一〇〇〇石を与えられた。翌一二年家宣の死後も側用人・間部詮房とともに幼將軍家継を補佐し、通貨改良（正徳・享保金銀）、貿易制限（海舶互市新

白石は朱子学派に属するが、漢籍ばかりでなく日本の文献にも豊かな知識を持ち、それに合理的・実証的

見解を加えたところに独自性がある。歴史では各大家の事績を系譜的に述べた「藩翰譜」、撰関政治から家康制覇に至る間の政治の変転を論じた「読史余論」、神話に合理的解釈を試みた「古史通」があり、地誌には蝦夷地・琉球の最初の地誌といふべき「蝦夷志」「南島志」「琉球国事略」のほか、イタリヤ人宣教師・シンドッチの尋問によって得た知識に基づく「西洋紀聞」「采覧異言」は、鎖国下に世界事情を紹介した著書として早期に属する。彼は言語・文字の研究でも先駆者で、「東雅」は国語の名詞の語源とその変遷の考証、「東音譜」は五十音の音韻の研究、「同文通考」は漢字の起源と日本の神代文字、仮名、国字などを論じた著述である。白石の文章はとくに和文の叙述に特色があり、その代表作といふべき自叙伝「折たく柴の記」は、また同時代の幕政その他についての貴重な史料でもある。二五年五月死去。墓は浅草の報恩寺にあったが、現在は中野上高田の高徳寺に移されている。

辻達也

●「新井白石全集」全六冊、国書刊行会、一九三八—四〇年。「新井白石日記」全二冊、大日本古記録、岩波書店、一九五二・五三年。「新井白石」日本思想大系35、岩波書店。

●羽仁五郎「白石・諭吉」岩波書店、一九三七年。栗田元次「新井白石の文治政治」石崎書店、一九五二年。宮崎道生「新井白石」吉川弘文館、一九八九年。同「新井白石の研究」増訂版、一九六八年。

で注目されるのは、大名のほかに將軍の近習・物頭を法度の対象に組み込み、彼らによって構成される行政、裁判、刑罰執行の機関を大名領主の上位機構と規定し、それへの服従を規定した点である。これによって、幕府が中央の公儀として諸藩を統括する幕藩体制の基本的構造が確立した。以後、これをもとに六三年(寛文三)四代家綱のとき、耶蘇宗門(キリシタン)の禁止、不孝者処罰の二カ条を付加、五代綱吉は八三年(天和三)個条を整理、統合して一五カ条とし、養子の制を定め、殉死を禁止した。旗本・御家人に対しては、これまで*諸士法度(一六三二初定)が適用されてきたが、綱吉のときから武家諸法度にのっとることとなった。六代家宣の一七〇年(宝永七)の法度は新井白石の起草にかかり、一七カ条から成る流麗な和文体であったが、一七年(享保二)八代吉宗は綱吉の天和法度に戻し、それより代々天和法度が用いられることになった。うち、幕末ペリー来航の翌一八五四年(安政元)、一三代家定の法度は、大船建造を届出制により許可した。武家諸法度に処罰規定はなかったが、幕府は違反者に改易・減封等嚴重な処罰を加えることによって、大名統制に巧妙に利用した。

朝尾直弘

圖 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(『岩波講座日本歴史』10、岩波書店、一九七五年)。

例)、司法改革などに努力した。その活躍の時期は「*正徳の治」とも称される。しかし彼の政治論はあまり理想に過ぎ、彼の性格は圭角多く他人と妥協するところがなかったので、しだいに間部詮房とともに孤立の状態となり、一六年(享保元)吉宗が將軍となると政治上の地位を失い、晩年は不遇のうちに著述にはげんだ。



花押

【新井白石】
画像。深見文岱賛。1713年(正徳3)。新井太氏蔵

※ 出典は『日本史大事典』1・7(平凡社)



(一) 敗、宮本
 (二) 破に作る
 (三) 受、宮本
 (四) 請に作る
 (五) 宮本「若」あり
 (六) 之の下、
 (七) 在、宮本
 (八) 有に作る
 (九) 拘、宮本
 (十) 抱に作る
 (十一) 萬、宮本
 (十二) 萬に作る、閣
 (十三) 木、宮本「萬」
 (十四) 萬に作る、閣
 (十五) 以下總て閣本に
 從ふ

一 滯事、
 一 私之關所、新法之津留、制禁之事、
 一 五百石以上之船停止之、但荷船者制外事、
 一 諸國散在寺社領、自古至今所附來者、向後
 不可取放事、
 一 耶蘇宗門之儀、於國々所々彌堅可禁止之事、
 一 不孝之輩於有之者、可處罪科事、
 一 萬事應江戶之法度、於國々所々可遵行之事、
 右條々、准當家先制之旨、今度潤色而定之訖、
 堅可相守之者也、
 寬文三年五月二十三日
 御朱印

六 天和三年七月

武家諸法度

一文武者を勵し、可正禮儀之事、
 一 參勤交替之儀、每歲守所定之時節、從者之員數不可及
 繁多事、
 一人馬兵具等、分限に應し可相嗜事、
 一新規之城郭構營堅止之、居城之隙壘石壁等敗壞之時

は、達奉行所、可受差圖也、櫓塀門以下は如先規可修
 補事、
 一 企新規、結徒黨、成誓約并私之關所、新法之津留、制
 禁之事、
 一 江戸并何國にて、不慮之儀有之といふとも、猥不可懸
 集、在國之輩は其所を守、下知を可相待也、何所にて
 雖行刑罪、役者之外不可出向、可任檢使之左右事、
 一 喧嘩口論可加謹慎、私之評論制禁之、無據子細有之ハ、
 達奉行所、可受其旨、不依何事令荷擔は、其咎本人よ
 り重かるへし、并本主之障在之もの不可相拘事、
 附、頭有之輩之百姓訴論ハ、其支配え令談合、可相
 濟之、滯儀あらハ、評定所え差出之、可受捌事、
 一 國主、城主、壹万石以上、近習并諸奉行、諸物頭私不
 可結婚姻、惣て公家と於結縁邊は、達奉行所、可受差
 圖事、
 一 音信贈答嫁娶之規式饗應或家宅營作等、其外萬事可用
 儉約、惣て無益之道具を好、不可致私之奢事、
 一 衣裝之品不可混亂、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上
 免許之事、
 附、徒、若黨之衣類は羽二重絹紬布木綿、弓鐵炮之

(一) 姓、宮本
 「性」に作る
 (二) 諱、宮本
 「受」に作る
 (三) 修、閑本
 「條」に作る
 (四) 假、閑本
 「縱」に作る
 宮本に據て改む
 宮本に據て改む

者は袖布木綿、其外ニ至ては、萬に布木綿可用之事、
 一乘輿は、一門之歴々、國主、城主、壹万石以上并國大名之息、城主及侍徒以上之嫡子或は年五拾以上許之、
 儒醫諸出家は制外之事、

一養子は同姓相應之者を撰ひ、若無之におゐては、由緒を正し、存生之内可致言上、五拾以上十七以下之輩及末期雖致養子、吟味之上可立之、縱雖實子、筋目違たる儀、不可立之事、

附、殉死之儀、令彌制禁事、

一知行所務清廉沙汰之、國郡不可令衰弊、道路驛馬橋船等無斷絶、可令往還事、

附、荷船之外、大船は如先規停止之事、

一諸國散在之寺社領、自古至于今所附來は不可取放之、勿論新地之寺社建立彌令停止之、若無據子細有之は、達奉行、可請差圖事、

一萬事應江戸之法度、於國々所々可遵行事、
 右條々、今度定之訖、堅可相守者也、

天和三年七月廿五日

七 寶永七寅年四月

武家諸法度

一文武之道を修め、人倫を明かにし、風俗を正しくすへき事、

二國郡家中之政務、各其心力を盡し、士民の怨苦を致すへかゝる事、

三軍役之兵馬を整備へ、公役之支料を儲蓄ふへき事、

四參勤の交替其定期を違ふへからず、從者之員數其分限に過へからざる事、

附、江戸城下召供之者、貴賤大小又各其分限を守るへき事、

五新築之城郭私に經營する事を聽さず、其修築に至ては、堀土居石垣等以上裁を仰くへし、矢倉門扉等ハ制限にあらざる事、

附、道驛橋渡人馬等ハ言ふ其及はず、私關所、津留等、往來の煩をなす事を聽さず、荷船之外、五百斛以上大船を造るへからざる事、

六大小諸役、諸番頭人等權勢依て人を凌ぎ、公儀を假りて私を營むへからず、同列相和きて衆議を會し、上聞を壅かすして下情を通し、偏頗なく眞實

あらず、各其職事ニ練習して公務を精勤すへき事、

(一) ひ、宮本
「あ」に作る
(二) 就て、宮
本「おゐて」に
作る
(三) 及の下、
宮本「ふ」あり
(四) ひ、同上

礼

7 貨賄を納れて權勢を力を假り、祕計を廻らして内縁の助を求む、皆是邪路を開きて正道を害す、政事のよりて傷る所也、一切に禁絶すへき事、
附、上裁を仰くへき事あるにおゐては、或は奉行或は頭人各其支配に就て申上へし、事もし内奏祕計に涉らば、たとひ理運の申條たりと言ふとも、ことさら恩許あるへからざる事、
8 一群飲佚遊の禁、舊制既に明白なり、凡は奢靡を競ひて禮制によらず、財利を貪りて廉恥をかへりみず、妄りに人材の長短を論し、竊に時事の得失を議す、風を傷り、俗を敗る事、これより甚しき者なし、嚴に禁止を加ふへき事、
9 私領百姓の訴論は其領主の裁斷たるへし、事もし他領に係るにおゐては、或は兩地を領主互に相通し、或は支配頭人各相會して議定すへし、事を一決しがたきにおゐては、評定所に就て裁決を請はしむへき事、
10 越境の違亂犯罪の追捕等、其餘何事も限らず、私感争論に及へからず、事もし相和らき難きに至らば、各其趣を以て奉行頭人等に申すへき事、
附、本主其仕塗を禁するの輩、召仕へからざる事、

11 若非常の變有之時は、其所在に隨ひて、或は宅地或は領地、其所を守りて妄りに動かす、速に其事を注進すへし、若刑罰の事有之時は、使たる者の外、私に出會事をゆるさず、凡使として差遣す者、其人の高下其事の大小を論せず、敢て對捍あるへからざる事、
附、殿中におゐて急變出來らば、同席の輩これをとりはかるへし、其餘は各其所を守りて妄りに動くへからず、若其同席に人なきに至れば、其所に近き者ともとりはからふへき制限にあらざる事、
12 一衣服居室の制并宴饗の供贈遺の物、或は僭侈に及ひ、或は節儉に過く、皆是禮文の節にあらす、貴賤をのり、其名分を守りて、大過不及に至るへからざる事、
13 附、衣服の制、公卿以上は白綾、五位以上は白小袖を用ゆる事をゆるさず、紫袷、紫裏、練、無紋等の小袖を用ゆる事をゆるさず、輕き者との衣服等、各其分限を踰へからす、其他皆よろしく舊制に准すへき事、
14 乘輿の制、凡万石以上より、國主の嫡子、國子、城主并侍従以上の嫡子に至り、其餘年五拾以上の輩の外、みたりこれにこれをゆるさざる事、
附、醫師僧家制外の事、

衆
衆子は庶子の同義語
(庶子以外の子、及び妾腹の子)
嫡子は嫡子の同義語
嫡子は嫡子の同義語

適

礼

もの

もの



(二)も、宮本

一婚姻は凡萬石以上、布衣以上の役人並近習の輩等私に相約する事をゆるさず、もししくは公家の人々と相議するにおひては、まつ上裁を蒙りて後、其約を定むへし、嫁娶の儀式すへて舊制を守りて、各其分限に相隨ふへき事、

附、近世の俗、婚を議するに、或は聘財の多少を論し、或は資装の厚薄を論し、甚しくして貴賤相當らざる者、婚をなすに至る、此等の弊俗一切に禁絶すへき事、

一繼嗣は其子孫相承すへき事論するに及はず、子ならんもの、同姓の中その後たるへき者を撰むへし、凡十七歳より以上は其後たるへき者を撰み、現存の日に及ひて望請ふ事をゆるす、或は實子たりと書ふとも、立へき者の外を撰み、或は子なくしてその後たるへき者を撰むのときは、親族家人等議定の上を以て、上裁を仰くへし、若其望請ふ所理におゐて相合はず其病危急の時に臨みて望請ふ所のことときは、其濫望をゆるすへからず、しかりと書へとも、或は父祖の功蹟或は其身の勤勞、他に異なる輩におゐては、望請ふ所なしといへとも、別儀を以て恩裁の次第有へき事、

附、同姓の中繼嗣たるへきものなきにおゐては、舊例に准して、異姓の外族を撰みて言上すへし、近世の俗、繼嗣を定むる事、或は我族類を問はずして、其貨財を論するに至る、人の道たるかくのことくなるへからず、自今以後、嚴に禁絶すへき事、

一殉死の禁、更に嚴制を加ふる所也、或は徒黨を植て、或は誓約を結ふのとき、妄りに非義を行ひて敢て憲法を犯すの類、一切に嚴禁すへき事、

一諸國散在の寺社領古より寄附の地等、これを没却する事をゆるさず、新建の寺社に至ては、停止既に訖りぬといへとも、若故ありて望請ふへき事あるにおゐては、上裁を仰く事をゆるす、且は耶蘇の嚴禁はいふに及はず、たとひ古より流布の諸宗たりといふとも、或は新異の法を立て、或は妖妄の説を作りて、愚俗を欺き惑すの類、是又嚴禁すへき事、

八 享保二酉年三月

寶永七年寅四月十五日

御觸書寛保集成(一七七八) 武家諸法度之部 寶永七年四月 享保二酉年三月

ふ 議 あり たり 續



武家諸法度

- 一 文武了出(蕭事)可相濟事
 元文石武者(法)也不可不定偏矣(了出)是武
 家(要)起也(事)共為(出)器(不得)已(而)用(法)不
 忘(礼)何(不)願(依)難(事)
- 一 可別解(依)後(事)
 令(傳)我(裁)別(殊)重(靴)好(色)業(博)奕(是)也(國
 之)基(也)
- 一 有(法)度(事)不可(隱)置(於)國(事)
 法(是)礼(節)之(本)也(以)法(破)壇(以)理(不)破(法)有(法
 之)類(其)科(不)輕(矣)
- 一 國(之)大(名)小(名)并(給)給(人)合(初)均(事)有(為)及(近
 殺)者(人)皆(考)違(可)追(出)事
- 一 夫(快)野(心)之(考)廢(國)家(之)制(兼)統(人)氏(之)制(也
 蓋(是)九(容)事
- 一 諸(國)廢(城)雖(為)備(補)必(可)言(上)攻(新)侯(之)據(其)邊
 令(停)止(事)
- 一 城(邑)有(雄)國(之)者(也)此(豈)淺(淺)大(礼)不(也
 於)諸(國)全(新)侯(統)後(業)者(五)者(早)可(致)言(上
 事)
- 一 人(皆)有(黨)亦(少)違(者)是(以)或(不)預(居)又(不)違(事)陳
 重(不)平(向)別(何)企(新)侯(事)
- 一 私(不)可(歸)婦(姻)事
 夫(婦)合(者)陰(陽)和(同)之(道)也(不)可(容)易(後)以(運)送
 婦(孀)者(得)通(居)別(夫)拜(親)夫(白)男(女)之(正)婦(姻)之(時
 國)之(取)氏(之)取(成)業(是)其(辨)事
- 一 衣(衣)之(科)不可(混)雜(事)
 居(臣)上(下)可(為)各(別)自(履)白(小)袖(袴)袴(袴)茶(茶)味
 甘(飲)小(袖)中(御)差(衣)類(不可)有(者)用(近)代(御)從(諸
 事)唯(難)辨(辨)事(御)服(非)法(違)別(号)
- 一 雜(人)恐(不)可(來)與(事)
 古(事)依(其)人(中)御(先)乘(衣)有(御)先(以)後(乘)衣(互
 之)於(近)事(及)乘(命)滿(字)乘(與)試(嗔)吹(之)至(也)於
 向(後)者(國)大(名)之(一)門(之)座(之)并(醫)陸(軍)通(或)六(十
 以上)之(人)或(病)人(等)為(不及)御(先)可(乘)其(外)既(近)之
 乘(者)御(先)以(後)可(乘)至(國)之(騎)又(名)之(家中)有(且)至
 人(候)仁(時)逐(吟)呼(可)先(之)切(令)乘(者)可(為)違(也)但
 不(家)門(路)法(出)世(之)乘(者)狀(別)限
- 一 諸(國)諸(侍)可(被)用(依)御(事)
 當(者)除(終)曾(考)配(不)及(階)之(明)辨(事)是(於)此(茶)合
 威(制)也
- 一 國(主)可(換)政(務)之(費用)事
 凡(諸)國(道)至(行人)明(未)切(色)者(皆)世(常)國(有)其
 人(則)其(國)除(殿)國(之)善(人)則(其)國(也)是(先)想(之
 明)候(也)

石可初(事)此(旨)者(也)

元和貳年丙辰十月日

【武家諸法度】

武家諸法度は發布以後たびたび改定されるが、
写真は元和2年令(1616)の清書控。
以心崇伝筆。金地院藏

寺の一派は活総派かつそうはといい、また京都の虚鈴山これいざん明暗寺みやうあんじの一派を寄竹派きちくは、上野太田こうずけおたの理光寺りこうじの一派を小笹派おささは、同じく高崎たかさきの慈常寺じじょうじの一派を梅地派ばいじは、常陸下妻ひたちしもつまの心月寺しんげつじの一派を小菊派こぎくはと称し、普化宗の諸派中これらを普化宗六派こくわしゅうといっている。そのうち、一月寺と鈴法寺ねいほつじが触頭がしちうに指定されて関東地域の諸派寺院を統括し、関西地方は京都の明暗寺などがその任にあたった。

普化宗は江戸幕府との関係が密接で、一六一四年普化宗の僧徒である*虚無僧は、勇士浪人ゆうしろうにんの一時の隠れ家であるとなし、虚無僧取立ては武士に限るとするなどの掟書おきてがきを出し、武門の正道を失うことなく、武者修行の宗門であると規定して、幕府の浪人取締策として普化宗を公認するという側面をもったが、しだいに復讐ふくしうや仕官しかんを目的とする者や無頼の徒がふえたため、その悪行を禁令によって厳しく取り締まっている。宗徒となるときは入宗証文を提示し、宗門に帰依する趣旨をいい、弟子となることを誓約するなどし、その後

作らせ、検討ののち七月七日將軍秀忠ひでただのいた伏見城ふしみていに諸大名を集め、崇伝に朗読させ公布した。漢文体で二三カ条より成り、「文武弓馬の道もつばら相嗜むべき事」をはじめとして、品行を正し、科人とかにんを隠さず、反逆・殺害人の追放、他国者の禁止、居城修理の申告を求め、私婚禁止、朝廷への参勤作法さんきんさほう、衣服と乗輿じようよの制、儉約けんやく、国主こくしゆの人選について規定し、各条に注釈を付している。個々の個条は、従来の武家諸法を中心に日本・中国の古典から抜書きしたものが多く、独自性は薄い。その意義はこれを集成したところにある。すなわち、戦国大名のもとで大名の領国支配と*分国法ぶんこくほうが原則的に確立された事実をうけて、武家諸法度は領国支配者である大名を統制する法として成立した。大名は各領国においては*公儀こうぎとして領民に臨み、そのことによつて領域的支配の正当性を認められていた。法度が著しく道徳的・儀礼的性質を帯びているのは、大名に公儀としての自覚を求めたものとみることができ。

住持から尺八や天蓋が手渡された。また本寺住持職は本寺および末寺の弟子が会議によって選任し、末寺住持はその寺の弟子が相談して本寺に伺をたてて決定され、住持は剃髪し、他は有髪であった。一八七一年(明治四)に普化宗は廃止されたが、八八年京都東福寺塔頭善慧院に明暗教会が設立され、東京に支部が置かれた。また和歌山県由良の興国寺に普化教会、京都鳴滝の妙光寺に法燈教会が設立された。竹貫元勝

参 『古事類苑』 宗教部1。浦本政三郎「普化宗の伝承」(『日本歴史』22、一九五〇年)。

武家諸法度 ぶけしよはつと

江戸幕府が武家の守るべき義務を定めた法令。天皇・公家に対する禁中並公家諸法度、寺家に対する諸宗本山本寺諸法度(寺院法度)と並んで、幕府による支配身分統制の基本法であった。一六一五年(元和元)大坂落城後、徳川家康は以心崇伝らに命じて法度草案を

そこに法度の特質があった。

二九年(寛永六)秀忠の手で朝廷参勤作法など二条が削訂されたが、三五年の家光政権による改訂は画期的なもので、文体は漢字仮名交り書下し体、全文一九カ条となり、内容も新たに大名の在江戸(参勤)交代義務を定め、城郭新築禁止・修理届出、道路交通の保障、私関の禁止、五〇〇石以上の大船建造停止、寺社領の固定などを加え、その後の定型を完成した。この改訂で注目されるのは、大名のほかに將軍の近習・物頭を法度の対象に組み込み、彼らによって構成される行政、裁判、刑罰執行の機関を大名領主の上位機構と規定し、それへの服従を規定した点である。これによって、幕府が中央の公儀として諸藩を統括する幕藩体制の基本的構造が確立した。以後、これをもとに六三年(寛文三)四代家綱のとき、耶蘇宗門(キリシタン)の禁止、不孝者処罰の二カ条を付加、五代綱吉は八三年(天和三)

ぶけしよはつと

個条を整理、統合して一五カ条とし、養子の制を定め、
殉死^{じゆんし}を禁止した。旗本・御家人^{ごけいじん}に対しては、これまで

*諸士法度(一六三二初定)が適用されてきたが、綱吉の

ときから武家諸法度にのっとることとなった。六代家

宣^{のぶ}の一七一〇年(宝永七)の法度は新井白石の起草にか

かり、一七カ条から成る流麗な和文体であったが、一

七年(享保二)八代吉宗は綱吉の天和法度に戻し、それ

より代々天和法度が用いられることとなった。うち、

幕末ペリリ来航の翌一八五四年(安政元)、三代家定

の法度は、大船建造を届出制により許可した。武家諸

法度に処罰規定はなかったが、幕府は違反者に改易・

減封等嚴重な処罰を加えることよって、大名統制に

巧妙に利用した。

朝尾直弘

図 朝尾直弘「將軍政治の権力構造」(岩波講座日

本歴史』10、岩波書店、一九七五年)。

武家政治 ぶけいせい

日本史上にあらわれた政治形態の一つで、武士階級が

その軍事力を基礎に、独自の権力と組織をもって政治

的支配を行ったもの。全国的統治の場合も、また部分

的統治のみの場合もあるが、一政権として支配体制を

維持したときはこれを武家政権と解し、そこに展開さ

れた政治を武家政治という。一般に二世紀末の鎌倉

幕府の創立から、一八六七年(慶応三)の*江戸幕府の終

末までの約七〇〇年間を武家政治の時代とする。なお

鎌倉幕府に先行する*平氏政権は武家出身者たる平清盛

による政権であり、これをも武家政治とする見解もあ

るが、権力の源泉や政治組織あるいは経済的基盤など

において貴族(公家)の政権と類似するとの理由で、こ

れを武家政治の範疇^{はんちゆう}に含めない立場が有力である。

「征夷大將軍と幕府」武家政権の首長^{しゆりやう}たちは鎌倉幕府

の創始者源頼朝の例にならって*征夷大將軍に任せられ

一般に將軍と呼ばれた。またこの頼朝は、一一九〇年

(建久元)に右近衛大將に任せられたが、この近衛大將

ぶけせいじ

武家諸法度

一文武弓馬之道、專可相嗜事、

左文右武、古之法也、不可不兼備矣、

弓馬者是武家之要枢也、号兵為凶器、不得

已而用之、治不忘乱、何不励修鍊乎、

一可制群飲佚游事、

令条所載、嚴制殊重、耽好色、業博

奕、是亡国之基也、

一背法度輩、不可隱置於国々事、

法是礼節之本也、以法破理、以理不破法、

背法之類、其科不輕矣、

一国々大名小名并諸給人、各相抱士卒、

有為叛逆殺人告者、速可追出事、

夫挾野心之者、為覆国家之利器、絶人民之鋒

劍、豈足允容乎、

一自合以後、国人之外、不可交置也、国々事、

続日本紀制曰、不預公事、恣不得

集己族、京裡二十騎以上不得集行云々、

然則不可引卒多勢、百万石以下二拾万石以上

不可過二十騎、十万石以下可為其相応、蓋公役

之時者可隨其分限矣、

衣裳之品不可混雜事、

君臣上下可為格別、白綾、白小袖、紫袷、

紫裏、練、無紋小袖、無御免衆、猥不可有者

用、近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、非古

法、甚制焉、

一雜人恣不可乘輿事、

古來依其人無御免乘家有之、御免以後乘家有

之、然近來及家郎諸卒乘輿、誠濫吹之

至也、於向後者、国大名以下一門之歴々者、

不及御免可乘、其外昵近之衆、并医陰両道、

或六十以上之人、或病者、即免以後可乘、

およそくに於てそのふうとなり、あるいははくくのみつじをもつてたかくつげ
凡 因 国 其 風 是 異、 或 以 自 国 之 密 事 告 他 国、
あるいはたこのみつじをもつてはくくは、
或 以 他 国 之 密 事 告 自 国、 佞 媚 之 萌 也、
しよこきよじゆうしゆうほをなすといえども、
諸 国 居 城 雖 為 修 補、 必 可 言 上、 況 新
儀 之 構 營 堅 令 停 止 事、
しよひやくにすくは、
城 過 百 雉、 国 之 害 也、 峻 壘 浚 隍、
たいらんのもとなり、
大 乱 之 本 也、
りんとくにおいてしんきをくわだて、

一 於 隣 国 企 新 儀、 結 徒 党 者 有 之 者、 早 可 致
言 上 事、
ひとなとうあり、
人 皆 有 党、 亦 少 違 者、 是 以 或 不 順 君 父、
たらまろりにたがい、
乍 違 于 隣 里、 不 守 旧 制、 何 企 新 儀 乎、
わたくしにこんじんをむすべからざるべし、

一 私 不 可 締 婚 姻 事、
それこんごうはいんようわどうのみらなり、
夫 婚 合 者 陰 陽 和 同 之 道 也、 不 可 容 易、 睽 曰、
あだにあらずんばこんごうして、
匪 寇 婚 媾、 志 将 通、 寇 則 失
うしなうと、
時、 桃 夭 曰、 男 女 以 正、 婚 姻 以 時、
くににかみんなしと、
国 無 鰥 民 也、 以 縁 成 党、 是 姦 謀 之 本 也、
しよだいみようさんきんさほうのこと

一 諸 大 名 參 勤 作 法 之 事、

かろうじゆうそつほいままにのらしむるものは、
家 郎 從 卒、 恣 令 乘 者、 其 主 人 可 為 越 度、 但、
くげ、
公 家、 門 跡、 并 諸 出 世 之 衆 者 非 制 限、
しよこくしよふらひけんやくをもちうべきこと、

一 諸 国 諸 侍 可 被 用 儉 約 事、
とめるものは、
富 者 弥 誇、 貧 者 恥 不 及、 俗 之 凋 弊 無
よりはなはだしきはなし、
甚 於 此、 所 令 嚴 制 也、
こくしよはせいむのきようをえらぶべきこと、

一 国 主 可 撰 政 務 之 器 用 事、
およそくにをおさるのみらは、
凡 治 国 道、 在 得 人、 明 察 功 過、 賞
罰 必 当、 国 有 善 人、 則 其 国 弥 殷、 国
無 善 人、 則 其 国 必 亡、 是 先 哲 之 明 誠 也、
せんじんなきときは、
右、 可 相 守 此 旨 者 也、
けいちよう

慶 長 廿 年 七 月

『御触書寛保集成』による。

【武家諸法度】

日本史大事典 第五卷 (全七卷)

発行日 一九九三年十二月十八日 初版第一刷

編集・発行人 下中 弘

発行所 株式会社平凡社

東京都千代田区三番町五番地

9.3cm) 総ページ1416

Printed in Japan

で直接お取替えします

5-0

¥15,000-



郵便番号 100-1 振替 東京 八十二九六三九
電話 東京(〇三)三二六五―〇四六一(編集)
東京(〇三)三二六五―〇四五五(営業)

製版・印刷 株式会社東京印書館

フォト印刷株式会社

本文用紙 日本製紙株式会社

クロース ダイニツク株式会社

製本 和田製本工業株式会社

製函 永井紙器印刷株式会社

表紙箔押 斎藤商会

NDC分類番号210.03 A4変型判(2)

©株式会社 平凡社 1993

落丁・乱丁本は小社読者サービス係
(送料は小社負担)

ISBN4-582-1310

